

平成11年度 市民税 市民税 (住民税) 申告相談

申告相談の時期がやってきました。市民税・県民税(住民税)は、前年中(平成10年1月1日～12月31日)の総所得金額から扶養控除などの所得控除額を差し引き、その残金額の段階に応じた所定の税率を掛けて賦課されます。市民税・県民税(住民税)の申告書は、申告者が実金額などを記載することで完成できる形式になっていますので、申告者自身が申告書を作成の上、提出(申告)ください。



申告の受付

期間は平成11年2月16日(火)から3月15日(月)まで。受付時間は午前の部が9時30分から11時30分、午後の部が1時から4時。会場や日程については次のページに詳しく掲載しています。また、カルチャーセンター会場などへお出掛けください。

今年度(平成11年度分)申告に限り、住民税の申告相談日に上曜日と時間延長日、時間や会場を確認の上、相談においでください。

●土曜日の開設
第1開設日 2月27日 会場 2 カルチャーセンターサブアリーナ(2階)
第2開設日 3月6日 会場 2 カルチャーセンター研修室(2階南側) 時間 11時30分から1時30分

分、午後1時から4時 対象者 住民税の申告をする人

●時間延長の開設日
2月12日(金) 会場 2 カルチャーセンターサブアリーナ(2階) 時間 午前9時30分から11時30分、午後1時から7時 対象者 住民税の申告をする人

申告しなければならぬ人

平成11年1月1日現在白根市に住民登録している人で、前年中(平成10年1月1日から12月31日)に次のような所得があった人。
※申告内容によっては、申告相談の時に所得税の確定申告に切り替えいただく場合もあります。

- ① 営業・農業・その他の事業、不動産(地代・家賃等)、利子、配当、その他の賃金(内職・日雇い・パート・アルバイト等を含む)、報酬などの所得があった人で、所得税の確定申告をしなければならぬ人
- ② 給与所得者で次に該当する人
・勤務先(給与の支払い者)から、給与支払報告書が白根市役所に提出されていない人(勤務先の給与担当者に確認してください)
・給与所得以外に前記①のような所得があった人
- ③ 所得税法では、給与所得者で給与所得以外の所得金額が20万円以下の場合に確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税は、それらの所得についても給与所得と合わせての申告が必要となります。
- ④ 平成10年中に勤務先を退職した人、中途就職した人、勤務先を変更した人
- ⑤ 平成10年中に、災害を受けたことなどによる雑損控除、医療費控除、寄付金控除等を受けようとする人
- ⑥ 公的年金等の受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除、損害保険料控除等を受けようとする人
- ⑦ 事務所や家屋敷を有する人
- ⑧ 平成11年1月1日現在白根市に居住していない人で、市内に個人の事務所や家屋敷を有する人
- ⑨ 他市区町村の居住者で市内に事務所や別宅を有する人や、他市区町村への単身赴任者で白根市内に家族のいる人など(貸付のための住宅や、実際に他人が居住している住宅の所有者を除きます)。
- ⑩ 所得のなかった人

住民税の申告書は申告が必要と思われる人に送付しています。申告書が相談期間前にお届けします。

談日前までに届かない場合、申告相談会場などで請求してください。また、申告書が郵送された人は、お手数ですが必ず返送または申告をお願いします。

申告書は国民健康保険税の軽減税率適用の算定基礎資料に代わります。また、申告書などの提出がない場合、各種証明書の発行はできません。期限内に適正に申告してください。平成10年中は親族の扶養家族であった人、学生で所得のなかった人、病气や失業などで所得のなかった人、遺族

年金や障害年金を受けていた人など、申告書にその事由を記入の上、忘れず提出してください。

住民税の申告をしなくてもよい人

所得税の確定申告書を税務署に提出する人(白根市は新潟税務署の管内です)。事業所得や譲渡所得のある人の確定申告書を収受することは可能です。

が、市の申告相談会場では応対が困難な事例があります。税務署で確定申告をされるようお願いいたします。税務署で確定申告ができない人は、申告書に必要事項を記載し収支内訳書等の関係帳票を添付の上、申告期限内に税務署へ到達するように直接送付ください(用紙は市税務課にもありますが、郵送はしていません)。そのほかに、勤務先から給与支払報告書が当市へ届いている人で、年末調整で所得控除が済んでいる人など。

税務課市民税係

☎ 373・2111
☎ 244・250・251・252

問い合わせ

申告期間中、担当職員は申告相談会場へ出張しています。電話での対応は困難ですので、問い合わせは申告期間前をお願いします。

申告カレンダー

受付時間 受け付けでは整理券を配布しません
午前の部 9:30~11:30
午後の部 13:00~16:00
(※3月12日(金)のみ午後の部は19:00まで)

月	開設日	曜日	対象地区等	会場
2月	16	火	茨 曾 根 地区	茨曾根地域生活センター
	17	水	新 飯 田 地区	新飯田地域生活センター
	18	木	庄 瀬 地区	庄瀬地域生活センター
	19	金	大 郷 地区	大郷地域生活センター
	22	月	鷺 巻 地区	鷺巻地域生活センター
	23	火	根 岸 地区	根岸地域生活センター
	24	水	大 通 地区	大通地域生活センター
3月	25	木	白 井 地区	カルチャーセンター サブアリーナ(2階)
	26	金	小 林 地区	
	27	土	全 地 区(主に住民税申告の人)	
	1	月	白 根 地区	
	2	火		
	3	水		
	4	木		
	5	金		
	6	土	カルチャーセンター 研修室(2階南側)	
	8	月	全 地 区 (申告を済ませていない人)	
	9	火		
	10	水		
	11	木		
	12	金		時間延長 夜7時まで
	15	月		